

米空軍三沢基地所属のF16戦闘機による燃料タンク落下事故に関する意見書

青森県の米空軍三沢基地に所属するF16戦闘機が11月30日、午後6時ごろ、飛行中に機体がトラブルを起こし、緊急着陸のため主翼に取り付けられていた燃料タンク2本を上空から投棄する重大事故が発生した。

燃料タンクの落下地点は、同県深浦町の中心部で、役場に近く、そばにはJRの線路も走る国道付近で、民家が立ち並び、発見場所から最も近い住宅とは20メートルしか離れていない。航空機からの落下事故は、文字通り、一歩間違えば人命に係わる大惨事となる。

これまでも、危険な事故をたびたび起こしている同基地所属のF16戦闘機は、本県の米軍嘉手納基地にも飛来していて、沖縄県民からしても看過できない重大事故である。

在沖米軍基地所属と外来の航空機は、県民上空を日常的に飛行しており、11月23日には、米海兵隊普天間飛行場所属の垂直離着陸輸送機MV22 オスプレイが宜野湾市野嵩の住宅密集地に、金属製の水筒を落下させる重大事故が起きたばかりである。

本市議会は、事件・事故のたびに嚴重に抗議し、米軍や日米両政府に実効性ある抜本的な再発防止策等を求めてきたところである。それにもかかわらず、同様の事故を繰り返す現状は、あまりにも異常であり、米軍のずさんな安全管理体制と事故原因が究明されないままの同型機の飛行再開は断じて許されるものではない。

米軍及び日米両政府は、事故が相次いでいる現状について、危機感をもって受けとめ、実効性ある抜本的な再発防止策を早急に講ずる責任がある。

よって、本市議会は市民と国民の生命と財産を守る立場から、米空軍三沢基地所属のF16戦闘機による燃料タンク落下事故に激しい怒りをこめて嚴重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く要求する。

記

- 1 事故の徹底した原因究明と国民に対する説明責任を果たすこと
- 2 安全対策が確立するまで米軍機の飛行を停止すること
- 3 人口密集地上空での飛行・訓練中止など、抜本的な再発防止策を直ちに講ずること
- 4 日米地位協定の抜本改定を行うこと
- 5 在沖・在日米軍基地の整理・縮小を促進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年(2021年)12月22日

那覇市議会

意見書あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長